

令和9年度 名護特別支援学校幼稚部入学者選抜

志 願 前 相 談 実 施 要 項

Ⅰ 目的

- (1) 対象幼児及びその保護者等(以下「幼児等」という。)に対し、本校幼稚部の教育内容や指導の特色等について理解を深めてもらい、希望進路についての意思確認を行う。
- (2) 幼児等がその実態に応じた適切な教育環境の下で学習できるよう、障害の状態等を把握し、適切な進路選択に資する助言を行う。

2 対象者

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害(視覚、聴覚、知的)のいずれかを主たる障害とする幼児。
- (2) 入学者選抜の対象者は、該当する主障害に関する身体障害者手帳又は療育手帳等を所持している者。

※1 証明書類がない場合は出願が受理されないため、事前に周知する。

※2 手帳の更新が必要な場合は、出願時まで完了しておくこと。

※3 「次の判定年月」を過ぎた手帳は出願書類として認められない。

※4 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(障害の程度が証明可能なもの)で代替する。

3 実施日の決定及び周知

- (1) 志願前相談は出願資格の一つであるため、本校ホームページや関係機関を通じて周知する。
- (2) 志願前相談は随時受付とし、令和8年9月1日(火)～9月30日(水)まで実施する。
- (3) 実施日時については、幼児の実態や保護者の都合に配慮し、個別に日程調整を行う。

- (4) 志願前相談の申込は下記担当へ直接電話にて連絡する。

県立名護特別支援学校

電話：0980-52-0505

担当：幼稚部 仲村 ・ 仲尾次

4 幼児の実態や希望に応じた相談対応

- (1) インクルーシブ教育システムの理念に基づき、幼児の実態や保護者の希望に応じた適切な相談を行う。
- (2) 多様な学びの場（特別支援学校・小学校・通級指導等）についても説明し、柔軟な進路選択を支援する。
- (3) 必要に応じて、県教育委員会や関係機関と連携し、適切な助言を行う。
- (4) 志願前相談における主な視点
- ア 多様で柔軟な学びの場の周知
 - イ 幼児の実態や保護者の希望に応じた対応
 - ウ 特別支援学校の対象とならない場合の幼児への相談
 - エ 手帳未取得者に対する制度や支援の案内

5 志願前相談の実施内容

- (1) 本校幼稚部で学ぶ意義について理解を深めるため、次の内容を実施する。
- 学校・学部の説明
 - 教育課程・指導内容の紹介
 - 施設見学
 - 授業見学・体験（可能な範囲）
 - 教育相談
 - 保育参加の意義
 - 個別の健康状態についての確認
- (2) 出願資格及び手続き等、出願に必要な事項について説明する。
- (3) その他、本校において必要と認める事項について説明する。

6 令和9年度 入学者選抜募集要項説明会について

期日：令和8年9月3日（木）14:00 ～

場所：幼稚部棟

*本校 HP にて令和 9 年度入学志願者募集要項説明会の日程が閲覧可能です。